

## 学校配置の現状等

令和6年2月28日

## 目次

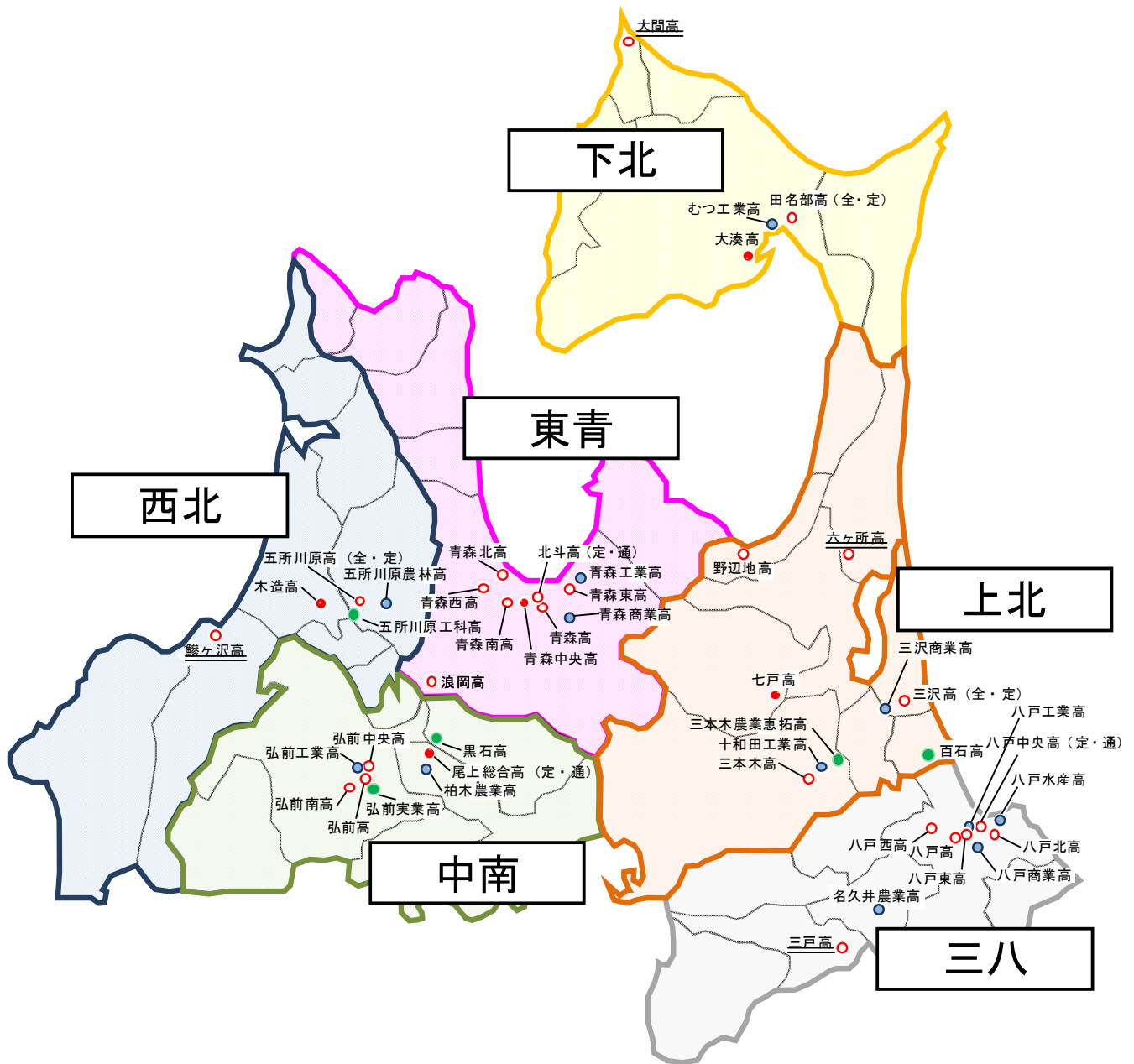
1	県立高等学校の配置状況.....	1
2	県全体の中学校卒業（予定）者数の推移等.....	2
3	地区毎の中学校卒業（予定）者数の推移等.....	3
	（1）東青地区.....	3
	（2）西北地区.....	4
	（3）中南地区.....	5
	（4）上北地区.....	6
	（5）下北地区.....	7
	（6）三八地区.....	8
4	定時制課程及び通信制課程の各学校の規模の推移.....	9
	（1）定時制課程.....	9
	（2）通信制課程.....	9
5	第2期実施計画における地域校活性化の取組等.....	10
	（1）基本方針に定める基準等.....	10
	（2）地域校の活性化に向けた取組.....	10

# 1 県立高等学校の配置状況

(令和5年4月1日現在) ※令和5年度において生徒を募集している学校

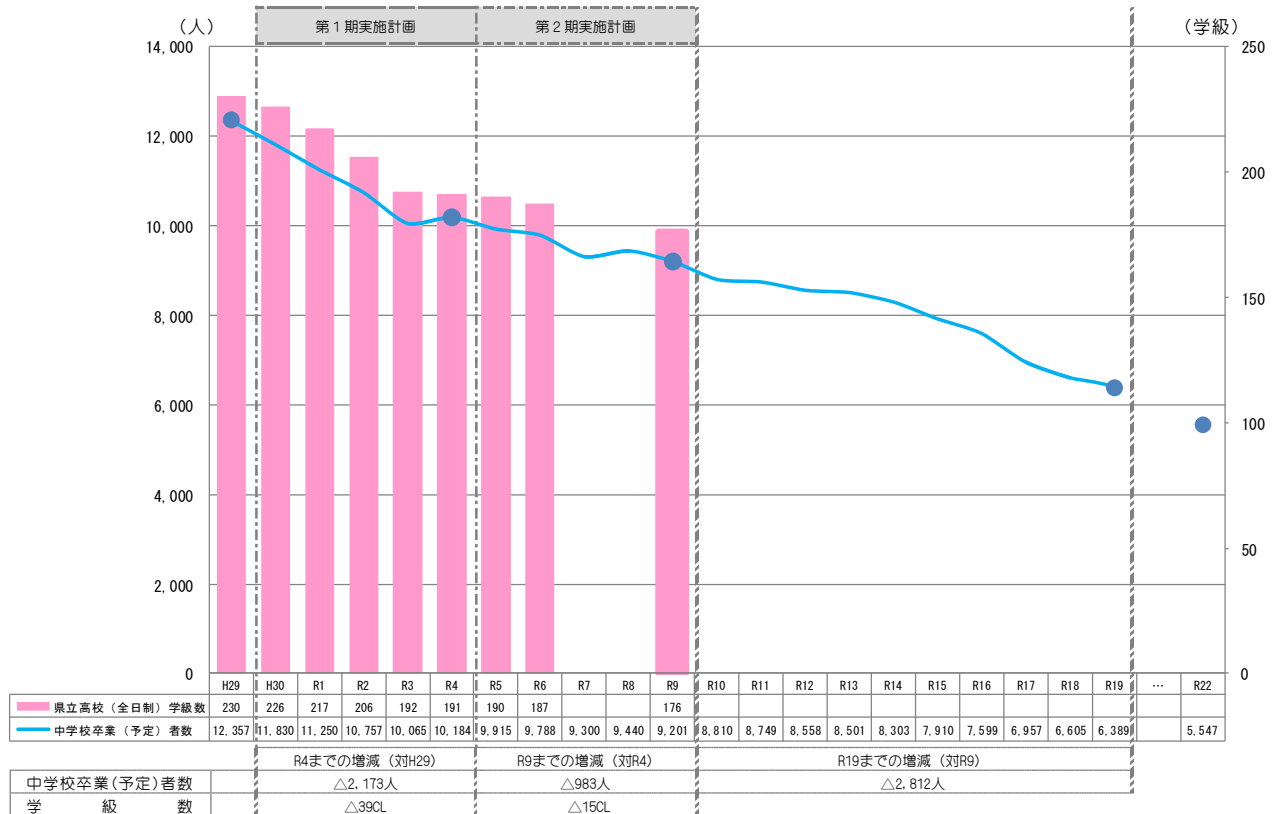
- 普通科等の高校
- 職業教育を主とする専門学科の高校
- 普通科等と職業教育を主とする専門学科の併置校
- 総合学科の高校

校名 地域校



## 2 県全体の中学校卒業（予定）者数の推移等

（中学校卒業（予定）者数と学級数の推移）



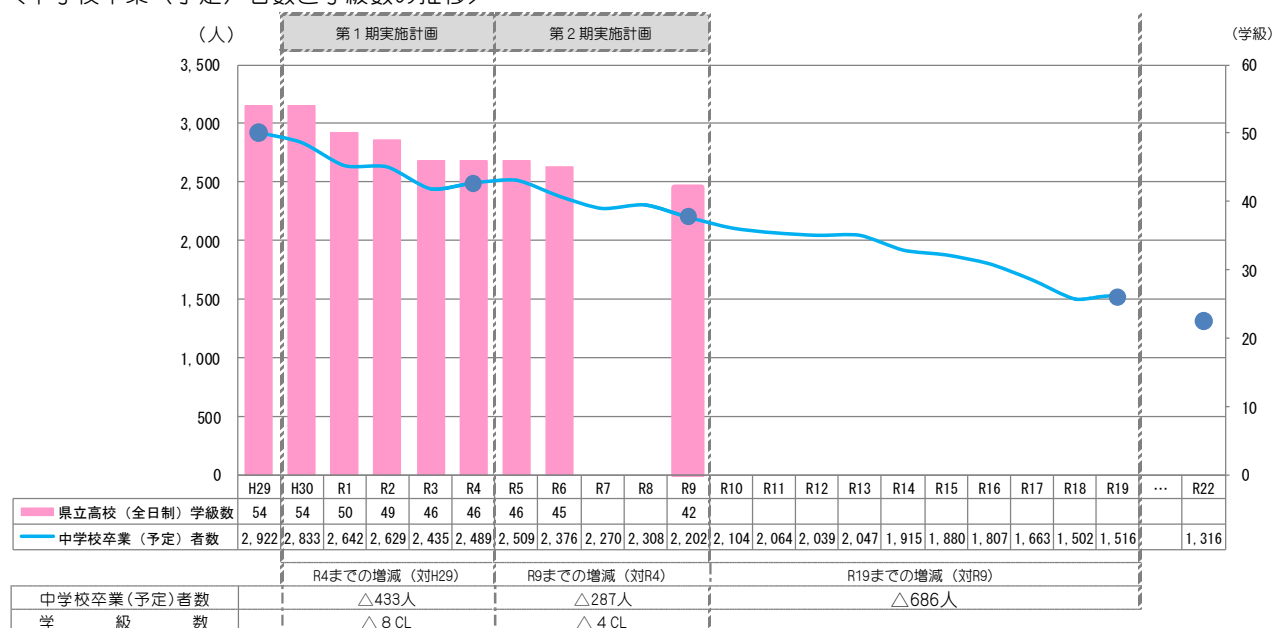
中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。

なお、令和22年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に推計・公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年度推計）」を基に算出・推計した。

### 3 地区毎の中学校卒業（予定）者数の推移等

#### (1) 東青地区

(中学校卒業（予定）者数と学級数の推移)



中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。

なお、令和22年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に推計・公表した「日本の地域別将来推計人口（令和5年度推計）」を基に算出・推計した。

#### 【各学校の規模の推移】（全日制）

■ 普通科等 ■ 職業学科 ■ 総合学科

学校名	平成29年度（第3次実施計画【後期】）		令和4年度（第1期実施計画）		増減	令和9年度（第2期実施計画）		増減
	学級数	学科別学級数	学級数	学科別学級数		学級数	学科別学級数	
青森	7	7学級	6	6学級	△1	6	6学級	
青森西	6	6学級	6	6学級		6	募集停止（R9統合）	△6
青森東	7	7学級	6	6学級	△1	6	6学級	
青森東・平内校舎	1	1学級		募集停止	△1			
青森北	6	6学級	5	5学級	△1	5	5学級	
青森北・今別校舎	1	1学級		募集停止（地域校）	△1			
青森南	6	6学級	5	5学級	△1	4	4学級	△1
青森中央	5	5学級	5	5学級		4	4学級	△1
浪岡	2	2学級	2	2学級			募集停止（R9統合）	△2
青森工業	7	7学級	6	6学級	△1	6	6学級	
青森商業	6	6学級	5	5学級	△1	5	5学級	
東青地区統合校						6	6学級	6
地区計	54		46			42		
増減			△8cl			△4cl		

#### ■参考【基本方針（令和2年改定）に定める基準等】

##### （2学級規模の地域校）

2学級規模の高等学校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として翌年度に1学級規模とします。

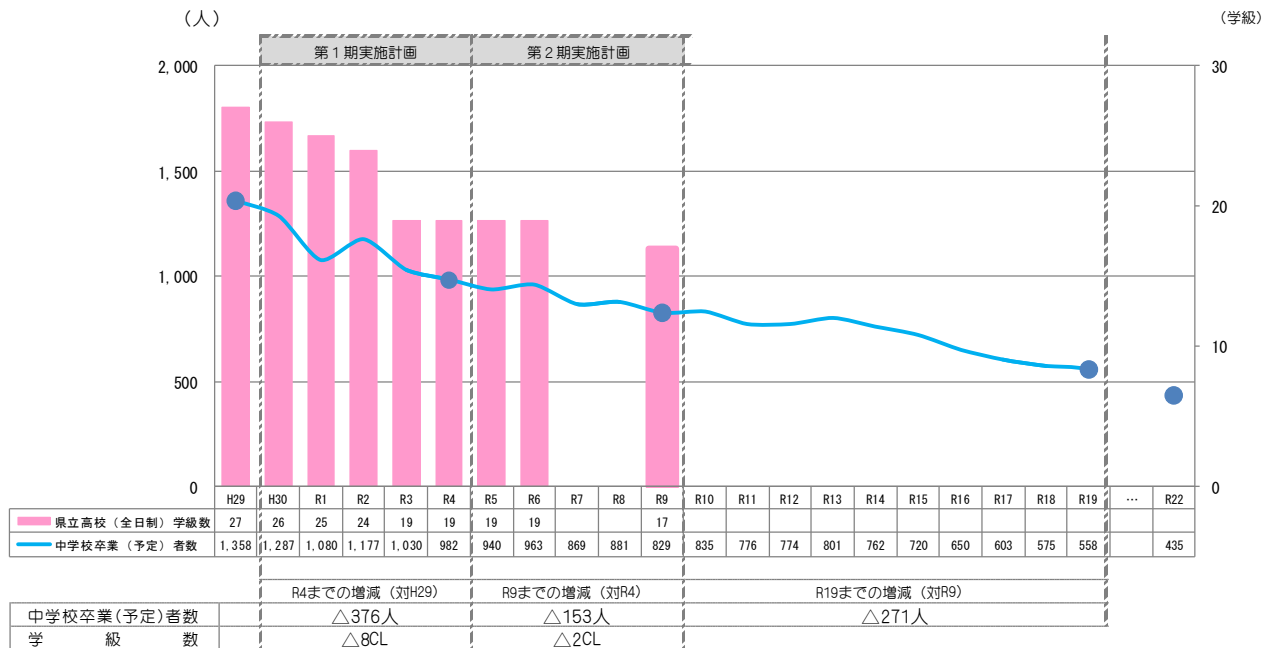
##### （1学級規模の地域校）

1学級規模の地域校については、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合には、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議します。

なお、協議の際には、基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。

## (2) 西北地区

(中学校卒業(予定)者数と学級数の推移)



中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。

なお、令和22年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に推計・公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5年度推計)」を基に算出・推計した。

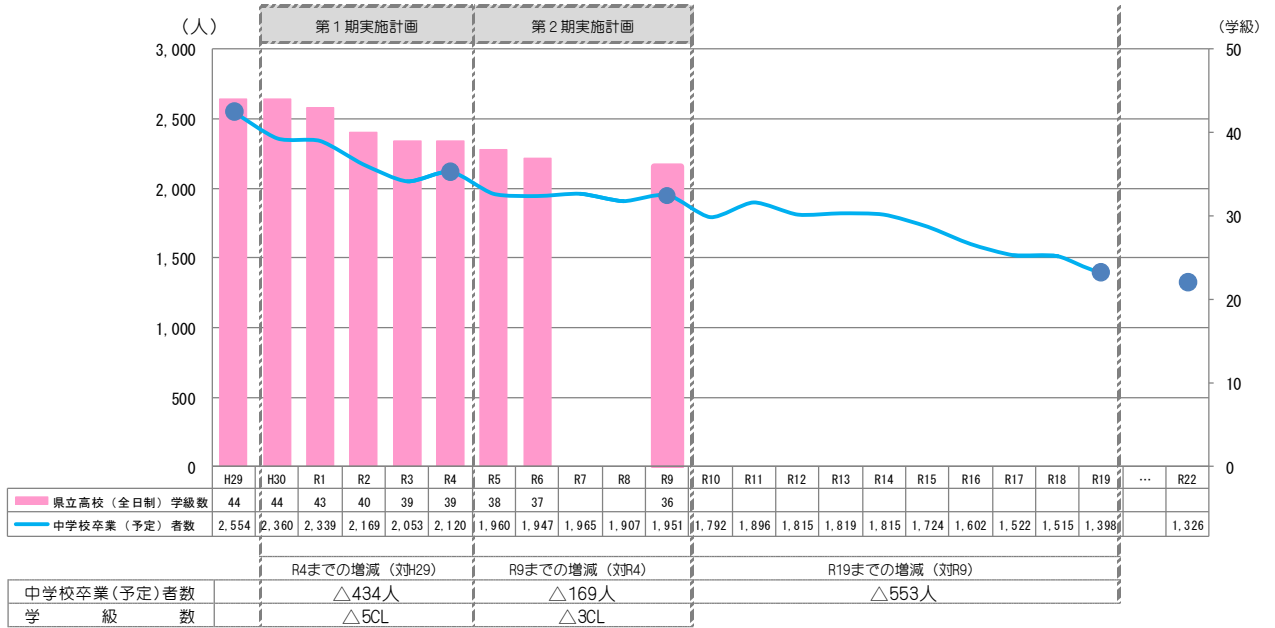
### 【各学校の規模の推移】(全日制)

■ 普通科等   ■ 職業学科   ■ 総合学科

学校名	平成29年度(第3次実施計画【後期】)		令和4年度(第1期実施計画)		増減	令和9年度(第2期実施計画)		増減
	学級数	学科別学級数	学級数	学科別学級数		学級数	学科別学級数	
五所川原	5	5学級	5	5学級		5	5学級	
金木	2	2学級		募集停止(R3統合)	△2			
木造	4	4学級	4	4学級		3	3学級	△1
木造・深浦校舎	1	1学級		募集停止(地域校)	△1			
鱒ヶ沢	2	2学級	1	1学級	△1	1	1学級(地域校)	
板柳	2	2学級		募集停止(R3統合)	△2			
鶴田	2	2学級		募集停止(R3統合)	△2			
中里	1	1学級		募集停止(地域校)	△1			
五所川原農林	4	4学級	4	4学級		3	3学級	△1
五所川原工業	4	4学級		募集停止(R3統合)	△4			
五所川原工科			5	2学級:3学級	5	5	2学級:3学級	
地区計	27		19			17		
増減			△8cl			△2cl		

(3) 中南地区

(中学校卒業(予定)者数と学級数の推移)



中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。

なお、令和22年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に推計・公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5年度推計)」を基に算出・推計した。

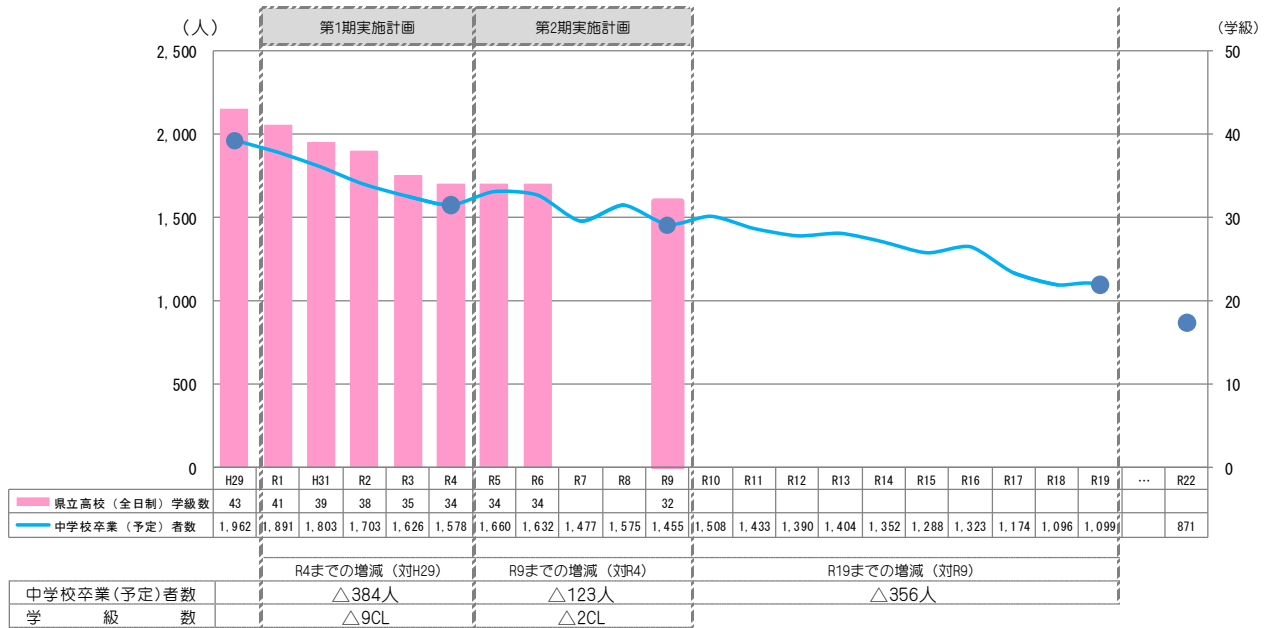
【各学校の規模の推移】(全日制)

■ 普通科等 ■ 職業学科 ■ 総合学科

学校名	平成29年度(第3次実施計画【後期】)		令和4年度(第1期実施計画)			令和9年度(第2期実施計画)		
	学級数	学科別学級数	学級数	学科別学級数	増減	学級数	学科別学級数	増減
弘前	6	6学級	6	6学級		6	6学級	
弘前中央	6	6学級	6	6学級		5	5学級	△1
弘前南	6	6学級	6	6学級		5	5学級	△1
岩木		募集停止(H27統合)						
黒石	4	3学級 1学級		募集停止(R2統合)	△4			
柏木農業	4	4学級	4	4学級		3	3学級	△1
弘前工業	7	7学級	6	6学級	△1	6	6学級	
弘前実業	7	6学級 1学級	6	5学級 1学級	△1	6	5学級 1学級	
弘前実業・藤崎校舎		募集停止						
黒石商業	4	4学級		募集停止(R2統合)	△4			
黒石(R2~)			5	3学級 2学級	5	5	3学級 2学級	
地区計	44		39			36		
増減			△5cI			△3cI		

(4) 上北地区

(中学校卒業(予定)者数と学級数の推移)



中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。

なお、令和22年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に推計・公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5年度推計)」を基に算出・推計した。

【各学校の規模の推移】(全日制)

■ 普通科等 ■ 職業学科 ■ 総合学科

平成29年度(第3次実施計画【後期】)

学校名	学級数	学科別学級数
三本木	6	:6学級
十和田西	2	1学級:1学級
三沢	6	:6学級
野辺地	3	:3学級
七戸	4	:4学級
百石	4	3学級:1学級
六戸	2	:2学級
六ヶ所	2	:2学級
三本木農業	5	:5学級
十和田工業	5	:5学級
三沢商業	4	:4学級
三本木農業恵拓		
地区計	43	
増減		

令和4年度(第1期実施計画)

学級数	学科別学級数	増減
6	:6学級	
	募集停止(R3統合)	△2
6	:6学級	
2	:2学級	△1
3	:3学級	△1
3	2学級:1学級	△1
	募集停止(R3統合)	△2
1	1学級(地域校・R4学級減)	△1
	募集停止(R3統合)	△5
4	:4学級	△1
3	:3学級	△1
6	2学級:4学級	
34		△9cl

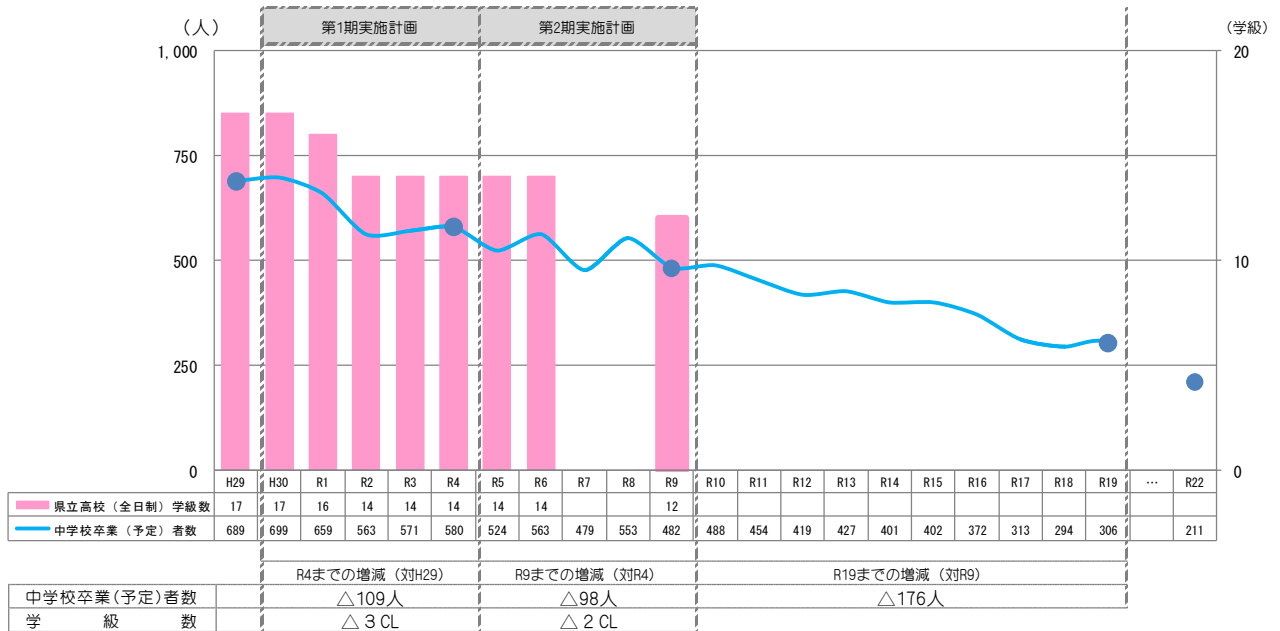
令和9年度(第2期実施計画)

学級数	学科別学級数	増減
6	:6学級	
5	:5学級	△1
1	1学級	△1
3	:3学級	
3	2学級:1学級	
1	1学級(地域校)	
4	:4学級	
3	:3学級	
6	2学級:4学級	
32		△2cl



(5) 下北地区

(中学校卒業(予定)者数と学級数の推移)



中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。

なお、令和22年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に推計・公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5年度推計)」を基に算出・推計した。

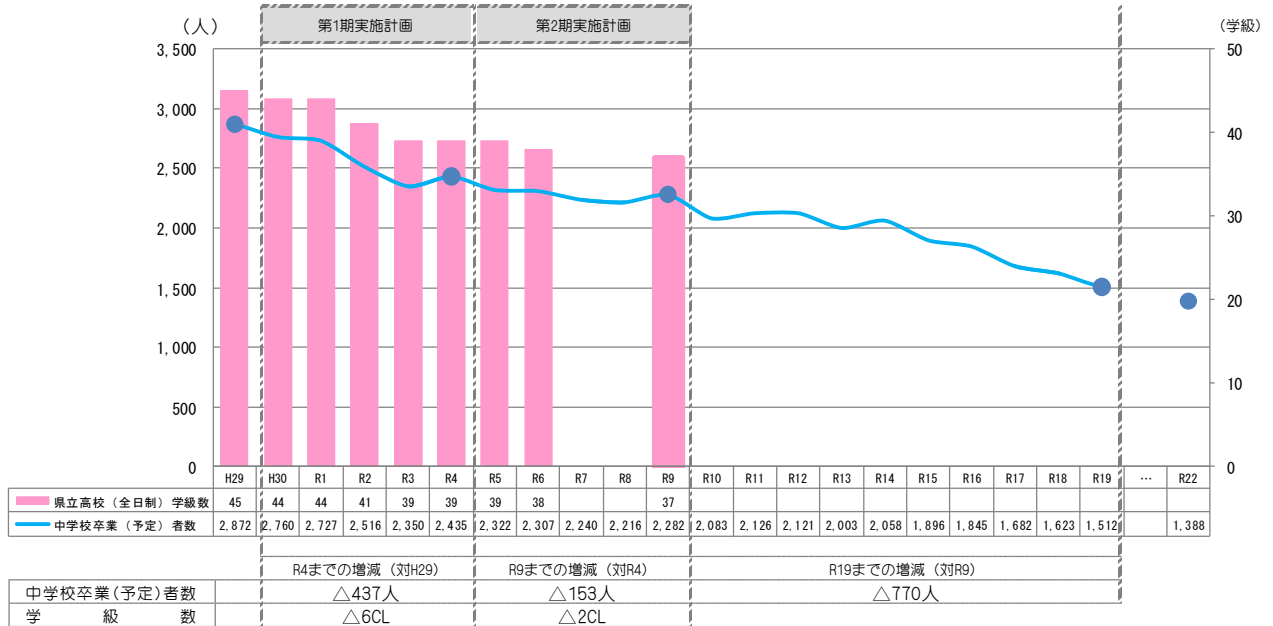
【各学校の規模の推移】(全日制)

■ 普通科等 ■ 職業学科 ■ 総合学科

学校名	平成29年度(第3次実施計画【後期】)		令和4年度(第1期実施計画)		増減	令和9年度(第2期実施計画)		増減
	学級数	学科別学級数	学級数	学科別学級数		学級数	学科別学級数	
田名部	5	5学級	5	5学級		5	5学級	
大湊	5	5学級	4	4学級	△1		募集停止(R9統合)	△4
大湊・川内校舎	1	1学級		募集停止	△1			
大間	2	2学級	2	2学級(地域校)		2	2学級(地域校)	
むつ工業	4	4学級	3	3学級	△1		募集停止(R9統合)	△3
下北地区統合校						5	2学級 3学級	5
地区計	17		14			12		
増減			△3cl			△2cl		

(6) 三八地区

(中学校卒業(予定)者数と学級数の推移)



中学校卒業予定者数は、県教育庁高等学校教育改革推進室推計値。

なお、令和22年3月の中学校卒業予定者数は、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年12月に推計・公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5年度推計)」を基に算出・推計した。

【各学校の規模の推移】(全日制)

■ 普通科等 ■ 職業学科 ■ 総合学科

平成29年度(第3次実施計画【後期】)

学校名	学級数	学科別学級数
八戸	6	6学級
八戸東	6	6学級
八戸北	6	6学級
八北・南郷校舎		募集停止
八戸西	5	5学級
五戸	2	2学級
三戸	2	2学級
田子	1	1学級
名久井農業	3	3学級
八戸水産	3	3学級
八戸工業	7	7学級
八戸商業	4	4学級
地区計	45	
増減		

令和4年度(第1期実施計画)

学校名	学級数	学科別学級数	増減
八戸	6	6学級	
八戸東	6	6学級	
八戸北	6	6学級	
八北・南郷校舎		募集停止	
八戸西	6	6学級	1
五戸		募集停止	△2
三戸	1	1学級	△1
田子		募集停止(地域校)	△1
名久井農業	2	2学級	△1
八戸水産	3	3学級	
八戸工業	6	6学級	△1
八戸商業	3	3学級	△1
地区計	39		△6CL
増減			

令和9年度(第2期実施計画)

学校名	学級数	学科別学級数	増減
八戸	6	6学級	
八戸東	5	5学級	△1
八戸北	5	5学級	△1
八北・南郷校舎		募集停止	
八戸西	6	6学級	
五戸		募集停止	
三戸	1	1学級(地域校)	
田子		募集停止	
名久井農業	2	2学級	
八戸水産	3	3学級	
八戸工業	6	6学級	
八戸商業	3	3学級	
地区計	37		△2CL
増減			

#### 4 定時制課程及び通信制課程の各学校の規模の推移

##### (1) 定時制課程

##### 【各学校の規模の推移】

地区	学校名・学科名		平成29年度 (第3次実施計画 【後期】)	令和4年度 (第1期実施計画)	増減	令和9年度 (第2期実施計画)	増減
			学級数	学級数	学級数		
東青	北斗	普通・午前部	1	1		1	
		普通・午後部	1	1		1	
		普通・夜間部	1	1		1	
	青森工業	工業・夜間部	1	募集停止	△ 1		
西北	五所川原	普通・夜間部	1	1		1	
中南	尾上総合	総合・Ⅰ部	1	1		1	
		総合・Ⅱ部	1	1		1	
		総合・Ⅲ部	1	1		1	
	弘前工業	工業・夜間部	1	募集停止	△ 1		
上北	三沢	普通・夜間部	1	1		1	
下北	田名部	普通・夜間部	1	1		1	
三八	八戸中央	普通・午前部	1	1		1	
		普通・午後部	1	1		1	
		普通・夜間部	1	1		1	
	八戸工業	工業・夜間部	1	募集停止	△ 1		
計			15	12		12	
増減				△ 3c1			

##### (2) 通信制課程

##### 【各学校の規模の推移】

地区	学校名・学科名		平成29年度 (第3次実施計画 【後期】)	令和4年度 (第1期実施計画)	増減	令和9年度 (第2期実施計画)	増減
			募集人員	募集人員	募集人員		
東青	北斗	普通	200	200		200	
中南	尾上総合	普通	150	150		150	
三八	八戸中央	普通	150	150		150	
計			500	500		500	
増減							

## 5 第2期実施計画における地域校活性化の取組等

### (1) 基本方針に定める基準等

#### ① 2学級規模

本計画において地域校とする2学級規模の高等学校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として翌年度に1学級規模とします。

#### ② 1学級規模

1学級規模の地域校については、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次の基準に基づき、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議します。

【1学級規模の地域校について募集停止等を協議する基準】

募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合

なお、協議の際には、基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。

#### ③ 地域校の配置

東青地区	西北地区	中南地区	上北地区	下北地区	三八地区
—	鱒ヶ沢高校	—	六ヶ所高校	大間高校	三戸高校

### (2) 地域校の活性化に向けた取組

#### ① 鱒ヶ沢高校

##### <活性化の方向性>

- 地域で活躍できる人財の育成
- 地域と連携した教育活動の充実
- 部活動の魅力化に向けた取組の充実
- 地元中学校や地元以外（県外含む）からの入学者数増加に向けた取組の充実

##### <活性化策>

##### 【学校における活性化策（一部抜粋）】

- 総合的な探究の時間を活用したドローンの国家資格の取得に向けた積極的な取組
- SNS等を活用したSBP（ソーシャルビジネスプロジェクト）※1 研究会の活動の充実
- 地域資源を活用した部活動の新設  
（例）ゴルフ部、スノーボード部等

※1 高校生等が主体となり、地域の熱量を持った大人たちと関わりながら、地域の課題をビジネスの手法を用いて解決していく取組。

##### 【地域等による活性化策（一部抜粋）】

- 入学時の教科書・シューズ・ジャージ代の補助
- 鱒ヶ沢高校の生徒が無料で利用できる「あじバス」の運行や、深浦町内の生徒に対するスクールバスの新規運行（部活動参加のための土日祝日の運行も含む）

## ② 六ヶ所高校

### <活性化の方向性>

- 進学希望実現に向けた取組の充実～進学実績を上げるために～
- 地域と連携した教育活動の充実 ～魅力ある部活動、特色ある学校行事など～
- 地元中学校からの入学人数増加に向けた取組の充実 ～広報活動の充実～

### <活性化策>

#### 【学校における活性化策（一部抜粋）】

- 5教科少人数授業や学力向上セミナー（放課後講習等）の充実
- スタディサブリのさらなる有効活用
- 総合的な探究の時間を活用し、将来の仕事に繋がるような学習の展開

#### 【地域等による活性化策（一部抜粋）】

- 県内及び東北地区の大学見学会参加に対する経費補助
- 公務員試験対策講座受講に対する経費補助
- 部活動遠征に係る交通費補助
- 通学バスの運行
- 資格取得を目指す生徒への地域人材を活用した講習会の開催

## ③ 大間高校

### <活性化の方向性>

- 進路希望の実現に向けた学力の向上
- 資格取得の充実
- 地域資源を活用した教育活動の充実

### <活性化策>

#### 【学校における活性化策（一部抜粋）】

- メンター制度<sup>\*2</sup>を取り入れた全教員による個別の学習支援
- 全学年を対象にした公務員対策講習会の開催
- 地域の外部人材を活用したキャリア教育の充実

※2 進学を目指す1・2学年の生徒に対して、家庭学習の習慣を身に付けられるよう担当教員による指導を行うこと。

#### 【地域等による活性化策（一部抜粋）】

- スタディサブリを活用した学習環境の整備
- 進学模試や公務員模試等に要する費用の補助
- 資格取得を目指す生徒の受検に要する経費補助
- 総合的な探究の時間等において地域人材を活用した出前授業等の実施

#### ④ 三戸高校

##### <活性化の方向性>

- 地元中学校や地元以外（県外含む）からの入学者数増加に向けた取組の充実
- 地域と連携した教育活動の充実
- 自己実現に向けた教育活動の充実
- 部活動の魅力化に向けた取組の充実

##### <活性化策>

###### 【学校における活性化策（一部抜粋）】

- 総合的な探究の時間を活用したSDGsをテーマとした学習における地域連携の強化
- 大学教授等を講師とした講習会「三戸大学」による進学意識の向上
- 中学校と高校の部活動合同練習の開催

###### 【地域等による活性化策（一部抜粋）】

- 町内外の生徒に対する通学費の支援
- 資格取得費・検定受検料補助
- 海外留学派遣枠の活用（青年留学生の派遣や受け入れを行う「三戸ロータリークラブ」において募集）

## 参考資料

1	学校規模・配置に関する法令の規定.....	13
	(1) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律.....	13
	(2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令.....	14
	(3) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引.....	14
2	県立高等学校教育改革実施計画における学校規模・配置.....	15
	(1) 県立高等学校教育改革第3次実施計画.....	15
	(2) 県立高等学校教育改革推進計画基本方針.....	16
3	本県における学校規模及び学級編制の現状.....	18
	(1) 学校規模.....	18
	(2) 学級編制.....	18
4	本県における再編の手続き.....	19
5	各都道府県における高等学校の適正規模.....	20
6	各都道府県における再編整備の基準.....	22
7	北海道・東北各県における小規模校等の活性化の方向性.....	27

## 1 学校規模・配置に関する法令の規定

### (1) 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

(公立の高等学校の適正な配置及び規模)

第4条 都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。

(学級編制の標準)

第6条 公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)の全日制の課程又は定時制の課程における1学級の生徒の数は、40人を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

### (参考) 小・中学校に関する規定

◇学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

(第79条で、中学校に準用。)

第42条 小学校の分校の学級数は、特別の事情のある場合を除き、5学級以下とし、前条の学級数に算入しないものとする。

(第79条で、5学級を2学級に読み替えて中学校に準用。)

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

(国の負担)

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 2分の1



## (2) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

- 一 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。
  - 二 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。
- 2 5学級以下の学級数の小学校もしくは中学校又は8学級以下の学級数の義務教育学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「18学級まで」とあるのは「24学級まで」と、「27学級」とあるのは「36学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

## (3) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

<望ましい学級数の考え方(概要)>

- 小学校では、複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましい。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。
- 学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要がある。

<学校の適正配置(通学条件)>

- 徒歩や自転車による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準はおおよその目安として引き続き妥当。
- 通学時間については、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当。

## 2 県立高等学校教育改革実施計画における学校規模・配置

### (1) 県立高等学校教育改革第3次実施計画（平成20年8月）

[前期：平成21～25年度] [後期：平成26～29年度]

#### (望ましい学校規模)

○ 一定規模以上の学校規模とすることにより、生徒の多様な進路志望に対応する教科・科目の開設や様々な専門性を有する教員の配置が可能になるなど、大学等への進学や就職に向けた資格取得等に対応した教育の展開が期待できます。

また、学校行事をはじめとする特別活動等の充実や部活動における多様な選択肢の確保が可能になるなど、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨しながら、確かな学力と逞しい心を身に付けるための教育環境を整えることができます。

本県では、青森市、弘前市及び八戸市（以下「三市」という。）の人口規模が他の市町村と比べて大きく、また、近隣の市町村から三市の普通高校へ進学を希望する中学生が多いという特徴があります。このため、学校規模については、三市にある普通高校とそのほかの市町村にある普通高校において、それぞれの視点で考える必要があります。

また、普通高校以外の高等学校については、これまでの志願・入学状況などに対応して、学校規模が多様となっています。

これらのことを踏まえ、三市の普通高校とそのほかの全ての高等学校について、望ましい学校規模を次のとおり考えます。

ア 三市の普通高校については、1学年当たり6学級以上の学校規模とします。

イ そのほかの全ての高等学校については、1学年当たり4学級以上の学校規模とします。

#### (学校配置の方向性)

##### ① 基本的な考え方

ア 望ましい学校規模になるよう6地区（東青・西北・中南・上北・下北・三八）ごとに、中学校卒業予定者数の推移、社会や生徒のニーズに対応した普通科等・職業学科・総合学科の割合という観点から計画的に統合等を進めます。

イ 既存の1学年1学級規模の校舎制導入校については、計画的に募集停止します。

ウ 本県の産業動向や地域が求める人材育成等に対応した学校配置を進めます。

##### ② 地区ごとの学校配置

ア 各地区の普通科等・職業学科・総合学科の配置割合は、これまで地域の産業構造の特性や学科設置の経緯などにより異なっていることについて十分に配慮します。

イ 他の学校へ通学することが困難である場合などは、地区の事情による柔軟な学校配置等にも配慮します。

ウ 統合については、同じ分野の高校（普通高校と普通高校、農業高校と農業高校、工業高校と工業高校など）を優先して進めます。

##### ③ 第2次実施計画による校舎制導入校の今後の方向性

第2次実施計画による校舎制導入校については、生徒の入学状況等を勘案し、地域において高校教育を受ける機会の確保に配慮しながら、計画的に募集停止します。なお、生徒の入学状況等により、実施年度を変更することもあります。

(2) 県立高等学校教育改革推進計画基本方針（平成28年8月策定、令和2年8月改定）  
[平成30年度～おおむね10年間]

全日制課程における学校規模の方向性

(1) 学校規模の標準

ア 基本となる学校規模

- 各高等学校においては、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応できる教科・科目を開設するとともに、学校行事をはじめとする特別活動等の充実や多様な部活動の選択肢を確保することにより、高等学校段階で身に付けるべき「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を育成することができるよう、1学年当たり4学級（160人）以上の規模を標準とします。

イ 重点校・拠点校の学校規模

(ア) 重点校の学校規模

- 重点校は、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うことから、進路志望に応じた教科・科目の開設や当該教科・科目の専門性を有する教員の配置、生徒同士の協働的な学習による教育内容の充実等がなされるよう、1学年当たり6学級（240人）以上の規模を標準とします。

(イ) 拠点校の学校規模

- 拠点校は、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができるよう、一つの専門学科で1学年当たり4学級（160人）以上の規模を標準とします。

(2) 学校規模の標準を満たさない場合における通学環境へ配慮した対応

- 学校規模の標準を満たさない高等学校であっても、募集停止等により地理的な要因から高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じる場合には、配置について配慮します。

全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性

(1) 計画的な学校配置

ア 全日制課程

(ア) 学校配置の考え方

- 学校規模の標準を踏まえ、6地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移、産業動向、中学生のニーズ等に対応しながら統合等を含む計画的な学校配置を進めます。
- また、生徒数が減少する中であっても、生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するため、異なる学科の高等学校の統合により、複数の学科を有する高等学校の設置について検討します。
- 計画的な学校配置の検討に当たっては、公共交通機関の利便性等を考慮します。
- 重点校を各地区に配置するとともに、農業科、工業科及び商業科の拠点校を全県的なバランスを考慮して配置します。

- 学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校（以下「地域校」という。）については、地域における通学状況を考慮した上で、配置します。

なお、高等学校への通学が困難な地域については、次のような公共交通機関の状況を考慮し、総合的に判断します。

【公共交通機関の状況】

- ・路線の整備状況（通学可能な公共交通機関が存在するか。）
- ・利用時間帯（早朝（おおむね午前6時以前）に乗車しなければならないか。）
- ・利用時間（片道の乗車時間がおおむね1時間を超えるか。）

（イ）地域校への対応

（2学級規模の地域校）

- 本計画において地域校とする2学級規模の高等学校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として翌年度に1学級規模とします。

（1学級規模の地域校）

- 本計画において1学級規模となる地域校は、校舎制に移行せず、引き続き、本校とします。
- 1学級規模の地域校については、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次の基準に基づき、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議します。

【1学級規模の地域校について募集停止等を協議する基準】

募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合

なお、協議の際には、基準に該当した翌年度の募集停止を基本とし、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。

（地域校の活性化に向けた対応）

- 地域校の活性化に向けて、教育環境の充実を図るため、学校と地域等が一体となった検討を促します。

イ 定時制課程・通信制課程

（ア）定時制課程

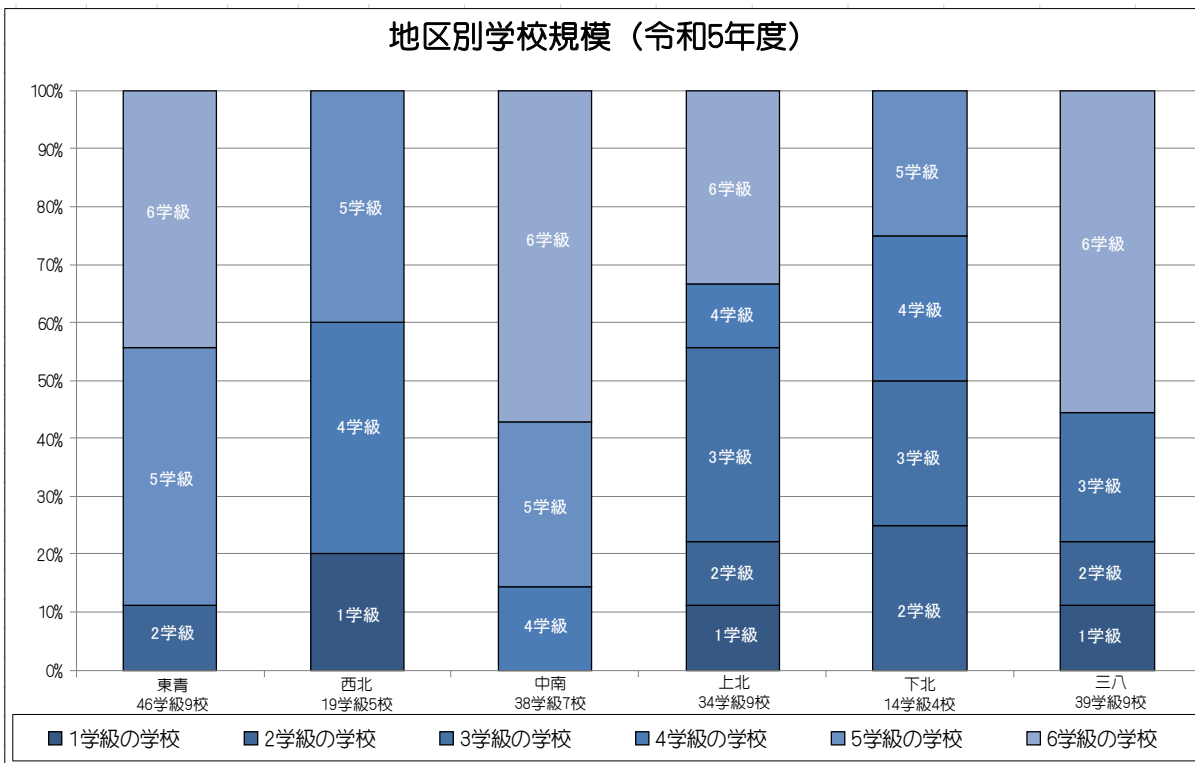
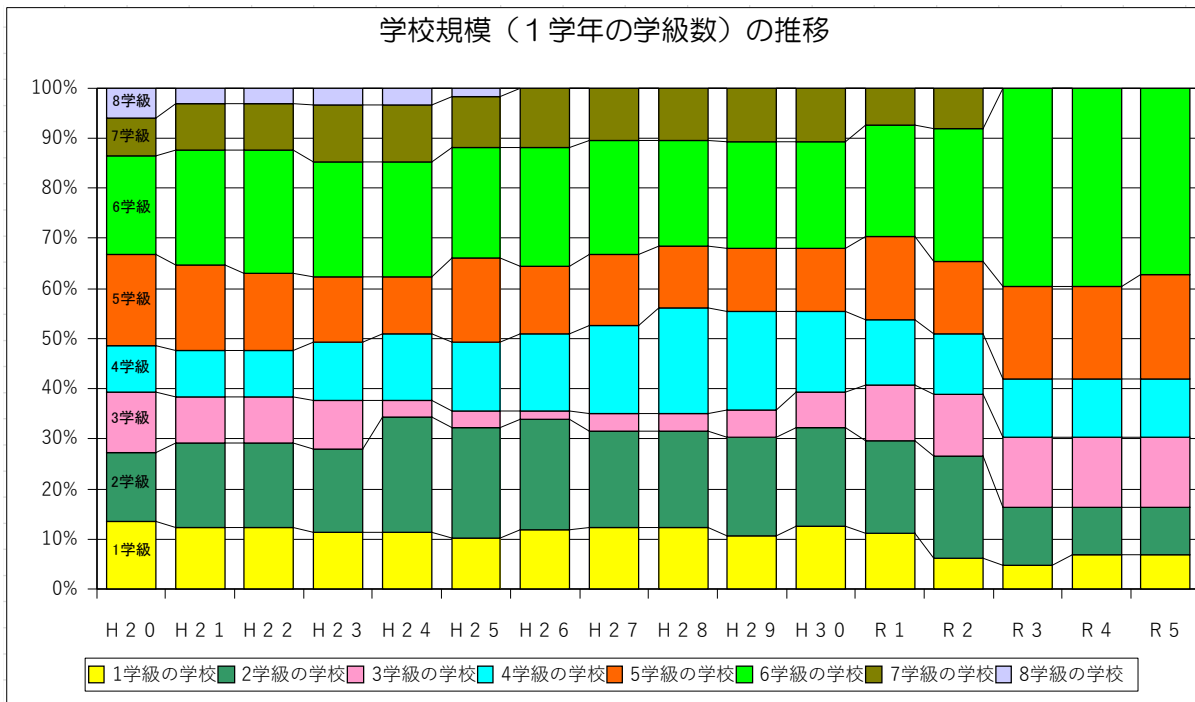
- 定時制課程については、様々な事情を抱える生徒に高等学校教育を受ける機会を提供する観点から、6地区ごとに配置することを基本とします。

（イ）通信制課程

- 通信制課程については、東青、中南及び三八地区に配置することを基本とします。

### 3 本県における学校規模及び学級編制の現状

#### (1) 学校規模



#### (2) 学級編制

「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に基づき、1学級の定員は40人が標準である。なお、本県では次のとおり、学級編制の弾力化を実施している。

- ① 農業高校、工業高校、小規模校等において35人学級編制
- ② 八戸東高校表現科30人学級編制

#### 4 本県における再編の手続き

##### ○開校2年前

統合の対象となる学校の関係者等で構成する開設準備委員会をあらかじめ設置し、統合校の教育活動の充実に向け、統合校の新たな名称、目指す人財像、特色ある教育活動等について協議するとともに、統合の対象となる学校間における連携の在り方や各校のあゆみを伝えるための資料の展示等について情報共有します。

##### ○開校1年前

開設準備委員会における協議結果を踏まえ、統合校の教育課程の編成等、開校に向けた具体的な準備を進めるため、統合の対象となる学校内に開設準備室を設置します。

開校2年前	開校1年前	開校年
← 開設準備 →		統合校開校（募集開始）
開設準備委員会	開設準備室	統合対象校募集停止

（出典：青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画）

5 各都道府県における高等学校の適正規模

都道府県名	適正規模
北海道	設定なし
青森県	基本となる学校規模 4学級以上 重点校の学校規模 6学級以上 拠点校の学校規模 一つの専門学科で4学級以上
岩手県	1学級校も含め各地域の学校を規模も含めて維持
宮城県	4～8学級
秋田県	4～8学級
山形県	4～8学級
福島県	4～6学級
茨城県	設定なし
栃木県	4～8学級
群馬県	4～8学級
埼玉県	6学級～8学級
千葉県	都市部 6～8学級 郡部 4～8学級
東京都	毎年度、地域バランスや各学校の施設規模、入学者選抜の状況等を踏まえ、各学校の学級数を決定
神奈川県	6～8学級
新潟県	4～8学級
富山県	検討中
石川県	4～8学級
福井県	4学級以上にこだわらず、小規模となることが見込まれる高校においても、地元市町の密接な協力を得ながら各高校の魅力化・特色化をさらに進め、今後の社会の変化や地域の状況も踏まえた学科の在り方を検討しつつ、地域のためにできる限り存続
山梨県	4～8学級
長野県	都市部普通校 6～8学級 都市部専門校 3学級以上 中山間地校 3学級以上 中山間地特定校 1学級
岐阜県	4～8学級
静岡県	6～8学級
愛知県	設定なし
三重県	設定なし
滋賀県	設定なし
京都府	検討中

都道府県名	適正規模
大阪府	6～8学級
兵庫県	普通科 6～8学級 総合学科 6～8学級 専門学科 3学級以上
奈良県	生徒の学習・進路の希望や通学条件、地域バランス等に配慮した課程及び学科の適正な配置を行う
和歌山県	4～8学級
鳥取県	4～8学級
島根県	4～8学級
岡山県	4～8学級
広島県	中山間地域 2～6学級 その他の地域 4～8学級
山口県	4～8学級
徳島県	設定なし
香川県	設定なし
愛媛県	3～8学級
高知県	4～8学級
福岡県	6～8学級
佐賀県	4学級以上
長崎県	3～8学級 キャンパス制の高校 1学級で配置するが、20人以上を望ましい人数 小中高一貫校 1学級で配置するが、10人以上を望ましい人数
熊本県	検討中
大分県	6～8学級
宮崎県	生徒にとって魅力と活力のある教育環境を提供することができるかという視点と地域の持続的成長を支える人材育成の核としての役割という視点を主としつつ総合的に検討。
鹿児島県	設定なし
沖縄県	4～8学級 離島・北部：特色ある学校づくりに取り組んでいる学校については、1学年2学級以上

(令和5年度高等学校教育改革推進室調べ)



## 6 各都道府県における再編整備の基準

都道府県	対象校	再編整備の基準（入学者数や期間等）
北海道	離島にある高校	1学年の在籍者数が10人未満となり、その後も生徒数の増加が見込まれない場合は再編整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域連携特例校（1学級の高校のうち地理的条件等から再編が困難であり、地元からの進学率が高い高校）</li> <li>■農業、水産、看護又は福祉に関する学科を置く高校（1学年1学級の高校）</li> </ul>	1学年の在籍者数が20人未満となり、その後も生徒数の増加が見込まれない場合は再編整備する。なお、左の対象校の所在市町村をはじめとした地域における高校の教育機能の維持向上に向けた具体的な取組とその効果を勘案し、再編整備を留保する。ただし、1学年の在籍者数が2年連続して10人未満となった場合には再編整備する。
青森県	2学級規模の地域校	入学者数が40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級規模とする。
	1学級規模の地域校	募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満（20人未満）となった場合、翌年度の募集停止を基本とする。
岩手県	1学級規模の高校	入学者数が2年連続して20人以下となった場合、原則として翌年度から募集停止とし統合する。
宮城県	2学級及び3学級規模の高校	在籍生徒数が収容定員の3分の2未満となった場合、3学級規模の高校にあっては学級減することを検討する。また、2学級規模の高校にあっては、原則、募集停止することを検討するが、学校が所在する市町の中学校からの入学状況（学校が所在する市町における直近3年の中学校卒業生数の4分の1以上が在籍しているかを目安）を考慮して分校とすることも検討する。
	1学級規模の高校	在籍生徒数が収容定員の3分の2未満となった場合には、存廃について検討する。
秋田県	2学級規模の高校	入学者数が募集定員の3分の2以下の状態が2年間続いた場合、原則として地域校化や統合、募集停止等とする。
	1学級規模の高校（地域校）	入学者数が募集定員の3分の2以下の状態が2年間続いた場合、原則として募集停止とする。

都道府県	対象校	再編整備の基準（入学者数や期間等）
山形県	2学級規模の高校	入学者数が2年連続して入学定員の3分の2に満たない場合は、翌年度から入学定員を1学級分に減じる。ただし、基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮する。
	1学級規模の高校	<p>学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する協議会等において、学校の魅力化、活性化策を検討し、3年間を目処として実施する。</p> <p>実施後においても、入学者に増加傾向が見られない場合※は、設置主体を含めた学校の在り方について、地元市町と改めて協議する。</p> <p>※ 目安として入学者数が2年連続して入学定員の2分の1に満たない場合</p>
福島県	4～6学級規模以外の高校	<p>以下の場合には、地域の状況や生徒の志願動向、入学状況を踏まえて、学校の統合を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■同一市町内にある隣接する複数の学校のうち、いずれかもしくは双方の学校が1学年4～6学級の学校規模を維持できないと判断される場合</li> <li>■隣接する市町にある複数の学校についても、いずれかもしくは双方の学校が1学年4～6学級の学校規模を維持できないと判断される場合</li> </ul>
	1学級規模の本校	入学者数が募集定員の2分の1以下になるなど、教育の質の維持が著しく困難となる場合、存続について検討する。
茨城県	なし	
栃木県	2学級規模の特例校	2学級規模での生徒募集開始から3年目以降、入学者が2年連続して募集定員の3分の2未満となった場合は、地元地域とも十分に協議し、原則として、統合などを行う。
群馬県	2学級規模の高校	入学者が40人を下回る状況が3年続いた場合を目安とし、地元中学校からの入学学者数等も考慮しながら、統合等を検討・実施する。
埼玉県	なし	
千葉県	なし	
東京都	なし	
神奈川県	なし	
新潟県	なし	
富山県	なし	
石川県	なし	

都道府県	対象校	再編整備の基準（入学者数や期間等）
福井県	なし	
山梨県	なし	
長野県	都市部存立普通校	在籍生徒数が520人以下の状態が2年連続した場合には、再編対象として①他校との統合、②募集停止のいずれかの方策をとる。
	都市部存立専門校	在籍生徒数が280人以下の状態が2年連続した場合には、再編対象として①他校との統合、②募集停止のいずれかの方策をとる。
	中山間地存立校	在籍生徒数が120人以下の状態、もしくは在籍生徒数が160人以下かつ卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がない状態が2年連続した場合には、再編対象として①他校との統合、②地域キャンパス化（分校化）、③「中山間地存立特定校」の指定、④募集停止のいずれかの方策をとる。
	■地域キャンパス校 ■中山間地存立特定校	在籍生徒数が60人以下の状態が2年連続した場合には、募集停止を検討する。ただし、卒業生の半数以上が当該高校へ入学している中学校がある場合や、将来、入学者の増加が予測される場合は慎重に扱う。なお、在籍生徒数は、地域キャンパス化から3年が経過、もしくは中山間地存立特定校の指定から3年が経過した時点以降の生徒数とする。
岐阜県	なし	
静岡県	1学級規模の高校（分校）	2年連続して入学者が15人を下回った場合には募集停止する。
愛知県	なし	
三重県	3学級規模以下の高校	入学者が2年連続して20人に満たず、その後も増える見込みのない場合は募集停止とする。
滋賀県	なし	
京都府	なし	
大阪府	—	入学志願者数が3年連続して定員に満たない高校で、その後も改善する見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする。
兵庫県	1学級規模の高校	入学者が生徒定員の2分の1に満たない状況が2年間続き、その後も生徒数の増加が見込めない場合は原則として募集停止とする。
奈良県	なし	
和歌山県	なし	

都道府県	対象校	再編整備の基準（入学者数や期間等）
鳥取県	3学級規模の高校	入学者数が2年連続して募集定員の3分の2に満たない場合は、原則として、募集定員を1学年2学級とする。ただし、この基準の適用に当たっては、県全体の学科の配置状況等を考慮する。
	2学級規模以下の高校	入学者数が2年連続して募集定員の2分の1に満たない場合は、特色ある取組の推進状況や通学等に係る地理的・経済的な家庭の負担等を踏まえ、分校化や再編、全国からの生徒募集など新たな特色の設定等を選択肢とし、3年程度を目途に当該学校の在り方を検討する。なお、地域と連携した人材育成など小規模校ならではの特色ある取組を推進している学校については、その存続に最大限の努力を払う。
島根県	なし	
岡山県	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1学年の生徒数が100人を下回る状況が、2年続いた場合には、再編整備の対象とする。</li> <li>■ 1学年の生徒数が80人を下回る状況が、2年続いた場合には、翌年度募集停止する。</li> </ul> <p>この基準は、通学の利便性や地元自治体からの進学状況など、地域の状況に配慮する。</p>
広島県	1学級規模の高校	<p>各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する協議会を設置及び活性化策の検討・実施に係る3年間が経過した後、全校生徒数が2年連続して収容定員の3分の2（80人）未満となった学校については、協議会の意見を聞いた上で、地理的条件を考慮し、次の①から③までのいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①近隣の県立高等学校のキャンパス校</li> <li>②特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う中高学園構想（仮称）への移行</li> <li>③統廃合（市町立学校としての存続を含む）</li> </ul> <p>ただし、教育活動及び部活動において、充実した活動を行うために、地域の人々が指導者として協力したり、地域の施設・設備が活用できるなど、地域の支援体制が整っており、これらの支援を受けながら、全国トップレベルの特筆すべき実績をあげ、将来も同様の成果が見込まれる場合は別途検討する。</p>
山口県	なし	
徳島県	なし	
香川県	なし	

都道府県	対象校	再編整備の基準（入学者数や期間等）
愛媛県	3学級規模以上の高校	入学者が80人以下の状況が3年続き、その後も増える見込みがない場合は、募集停止を行う。ただし、魅力化推進校として認定する場合は除く。
	魅力化推進校（適正規模を下回っても市町や地域から学校の存続のために必要と思われる支援が得られる県立高校）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 入学者が30人以下の状況が3年続き、その後も増える見込みがない場合は、募集停止を行う。</li> <li>■ 特例として、離島の通学環境を考慮し、一部の高校については、入学者が20人未満の状況が3年続き、その後も増える見込みがない場合は、募集停止を行う。</li> </ul>
高知県	1学級規模の高校	1学年1学級20人以上となる必要がある。
	1学級規模の分校	入学者が20人に満たない状況が2年連続した場合、募集停止する。
福岡県	なし	
佐賀県	なし	
長崎県	2学級規模の高校（協議会設置校）	協議を開始した年から起算し3年目以降、2年続けて、1学年の在籍者が募集定員の2分の1（40人）未満の場合、原則として統廃合（募集停止も含む）を検討する。
	1学級規模の高校（キャンパス校かつ協議会設置校）	協議を開始した年から起算し3年目以降、2年続けて、1学年の在籍者が募集定員の2分の1（20人）未満の場合、統廃合（募集停止も含む）を検討する。
熊本県	なし	
大分県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2学級規模の高校</li> <li>■ 1学級規模の高校（分校）</li> </ul>	2年連続して在籍生徒数が総入学定員の3分の2未満となった場合、募集停止する
宮崎県	なし	
鹿児島県	なし	
沖縄県	各学科	1学級定員の過半数（21人以上）の定員割れが2年連続して生じた場合、原則、3年目の入学者選抜から学級数を減じる。

（令和4年度高等学校教育改革推進室調べ）

7 北海道・東北各県における小規模校等の活性化の方向性

道県	活性化の方向性（各道県の計画から一部抜粋）
北海道	<p>○ 地域連携校の充実</p> <p>1 地域連携校</p> <p>地域の教育機能の維持向上の観点や高校が地域で果たしている役割等を踏まえ、第1学年1学級の高校のうち、地理的状况等から再編が困難であり、かつ地元からの進学率が高い高校（平成30年指針における地域連携特例校）を、地域連携校（以下「連携校」という。）に位置付け、地域の教育資源を積極的に活用した教育活動を推進するほか、遠隔授業の配信により教育課程の充実を図ります。</p> <p>引き続き、小規模校のメリットを最大限に活用し、多様な学習ニーズに対応した教育課程の工夫・改善に努め、地域に根ざした特色ある高校づくりに取り組むなど、教育環境の充実を図ります。</p> <p>2 地域連携協力校等との連携</p> <p>地域連携協力校（以下「協力校」という。）や他の連携校との連携した教育活動などにより、他校の生徒と交流する機会を確保し、協働的な学びの実現を図ります。</p> <p>連携校と協力校との連携では、対面を基本としつつICTも活用しながら、合同の学校行事や部活動、生徒会交流などの教育活動や教職員の研修に取り組みます。</p> <p>連携校間の連携では、ICTを活用するなどして合同授業型等の遠隔授業や生徒会交流などの教育活動や教職員の研修に取り組みます。</p> <p>3 北海道高等学校遠隔授業配信センター（T-base）</p> <p>道内のどの地域においても高校生が自らの可能性を最大限に伸ばしていくことのできる多様で質の高い教育環境を提供することを目的に、令和3年（2021年）4月、有朋高校内に北海道高等学校遠隔授業配信センター（以下「T-base」という。）を開設し、地元で学びながら生徒の興味・関心や進学希望等に対応する教科・科目の授業を年次進行で配信し、連携校及び離島に所在する道立高校の教育課程の充実を図っています。</p> <p>令和5年度（2023年度）からは全ての学年で遠隔授業を配信することとしており、引き続き、配信教科・科目の拡大や進路指導体制の充実など、T-baseの配信機能の強化を進めるとともに、生徒が多様な意見や考えに触れながら協働的な活動を行うことができるよう、教科の特性等を踏まえ、複数校に対して同時に授業配信を行うなど、他校生徒と切磋琢磨できる環境の整備に努めます。</p>
青森県	<p>○ 地域校の活性化に向けた対応</p> <p>地域校の活性化に向け、学校関係者と市町村関係者等で構成する地域校活性化協議会（仮称）における協議結果等を踏まえ、地域等と連携・協力しながら、自然、歴史、文化、産業等の地域資源を活用した教育活動や地域課題の解決に向けた教育活動を進めるなど、学校と地域等が一体となって教育環境の充実に取り組めます。</p>

道県	活性化の方向性（各道県の計画から一部抜粋）
岩手県	<p>○ 各地域における学びの選択肢の確保</p> <p>本県においては、1学級校の存在が地方創生の推進に大きな役割を果たしている地域もあり、このような地域においては、所在する自治体と連携した教育活動の充実が進められている現状にあることから、後期計画期間中において一定の入学者のいる1学級校を維持します。</p> <p>また、1学級校を含む小規模な学校においても、生徒の進路希望の実現に対応できるよう、ICT等の活用による新たな学びを推進し少人数教育も取り入れながら教育内容の充実を図ります。</p>
宮城県	<p>○ 適正規模を下回る学校における学びの在り方</p> <p>適正規模を下回る学校については、生徒の興味・関心や多様な進路希望に応じた教科・科目の開設が難しいこと、多様な価値観に触れる機会が少ないこと、生徒のニーズに応じた部活動（特に、団体競技等の部活動）の設置や学校行事の充実が難しいことなど、活力ある教育環境を確保する上での課題があります。</p> <p>適正規模を下回る1学年3学級規模以下の学校については、再編等の検討過程において、当面は存続することも想定されることから、活力ある教育環境を確保するために、様々な取組や運営上の工夫を講じていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ICTを活用した遠隔教育システムの導入による学習環境の充実 <p>適正規模を下回る学校については、教員の配置数が少ないため、生徒の興味・関心や多様な進路希望に応じた教科・科目の開設が難しいことから、ICTを活用した遠隔教育システムの導入により、学校間のネットワークを構築し、学習環境の充実を図ります。</p> </li> <li>■ 地域等との連携による学習活動の充実や多様な交流機会の創出 <p>適正規模を下回る学校については、人間関係に広がりを作ることが難しく、多様な価値観や意見に触れる機会の確保やコミュニケーション能力の育成に課題があることから、地域の協力による体験的な学習の充実や外部講師の招へい、地域行事やボランティア活動への参加など、地域等と連携することにより、学習活動の充実や多様な交流機会の創出を図ります。</p> </li> <li>■ 学校間連携による課外活動の充実 <p>適正規模を下回る学校については、生徒のニーズに応じた部活動の設置や活力ある学校行事の開催が難しいことから、単独校同士の連携により、多様な交流機会を創出し、学校行事や部活動の充実を図ります。</p> </li> </ul>

道県	活性化の方向性（各道県の計画から一部抜粋）
秋田県	<p>○ 地域の様々な教育資源の積極的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校間連携及び小学校・中学校・特別支援学校との連携</li> </ul> <p>地域校*と本校、キャンパス制の学校間において、連携して学習環境を整えることについて研究を進める。</p> <p>＊地域校</p> <p>1 学年 1 学級規模の学校であり、本校と連携して教育環境の充実を図り、より地域に根ざした教育活動を行う。授業や行事、部活動等について本校との連携を図るとともに、生徒や教職員間の交流を深めるなど、教育環境の充実を図る。呼称は「～高等学校〇〇校」とする。</p> <p>○ 学校の統合等再編整備の推進</p> <p>＜基本的な考え方＞</p> <p>小規模校については、生徒一人一人に応じたきめ細かな教育活動の充実を図るとともに、学校と地域が連携・協働した上で特色ある学校づくりを進める。入学者数が減少し、高校としての活力ある教育活動の継続が難しくなった場合は、学校の在り方について検討を行う。</p> <p>○ 統合等再編整備の方針</p> <p>1 学年 3 学級以下の小規模校についても、近隣の学校との統合により、活力に満ちた魅力ある学校づくりを進めることを基本とするが、地域の中学生への影響、通学状況、学科の特質等、全県的な視野から特別な事情がある学校については、地域と連携・協働しながら活力ある教育活動を展開し、特色ある学校づくりを進める。</p>
山形県	<p>1 学年当たり 1 学級の学校については、学校が所在する市町等の意向を踏まえ、学校関係者及び当該市町等で構成する「学校魅力化に係る地域連携協議会（仮称）」等において、学校の魅力化、活性化策を検討し、3 年間を目処として実施します。</p> <p>○ 幅広い選択肢の確保</p> <p>＜取組みの方向性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模校での教育の質の確保とキャンパス制や地域と連携した教育活動の充実</li> </ul> <p>普通科の総合学科への学科改編や、連携型の中高一貫教育の導入の成果について検証しながら、多様な進路希望や学力差に対応できる教育課程を編成するなど、より幅広い学習ニーズへの対応を図ります。さらに、キャンパス制や地域と連携した教育活動の取組みを通して、教育環境の改善に努め、小規模校の教育の質の確保を図ります。</p>



○ 小規模校の特色づくり

■ キャンパス制\*

キャンパス制による連携交流は、平成 25 年度より、6 グループ 12 校で実施され、特別活動やボランティア活動において、スケールメリットを生かした教育活動の充実が図られています。

今後は、出張授業により選択科目の幅を広げたり、互いに専門性を生かした資格取得を支援したりする取組みなどにより教育環境の改善が期待されるほか、市や町の境界を越えて、広域的な地域課題と一緒に取り組んだり、地元の産業や文化への理解を深めたりすることで、将来同じ地域で、互いに協力し合いながら地域を支えていくという観点からの連携交流も期待されます。

以上のことから、キャンパス制は、制度自体の理解や導入のメリットについて、地域や保護者に十分周知を図るとともに、実施による教職員の負担増にも配慮しながら継続します。

\*キャンパス制

小規模校が、将来の統合を視野に、近隣の高校と連携・交流することにより、教育環境の改善を図ることを目的に、平成 22 年に本県が独自に制定した制度。1 学年 1 学級の学校は原則導入、2～3 学級の学校は地区ごとの県立高校の再編整備に係る検討委員会などによる検討を踏まえて導入を進めるとしている。

■ 地域との連携

1 学年当たり 2 学級以下の小規模校においては、地元自治体の支援を得ながら、地域と連携した特色ある教育活動が行われています。このような地域では、現在でも地元の高校生が地域行事に参加したり、ボランティアなどの貢献活動に取り組んだりするなど、高校の存在が地域の活力の維持につながっているという側面があることから、今後は、郷土愛がより一層深まるよう、高校生が単に参加協力するだけでなく、企画段階から参画し、伝統行事や地域活動の担い手となるような仕組みづくりが求められます。

また、学校には、地域課題を見つめ直し、高校生の視点や発想を生かした活性化策を提案するなど、地域産業や地域社会と連携した教育活動も求められます。そのため、教員にも地域理解や、新たな教育方法を学ぶ研修の機会を十分に確保し、地域の実情に沿った教育活動を展開できる教員を育成し、地域と連携した取組みを推進します。

道県	活性化の方向性（各道県の計画から一部抜粋）
福島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過疎・中山間地域の県立高等学校の例外的措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タブレット端末等のICT機器の活用や遠隔学習の実施、学校行事等における近隣の学校との交流や連携など、教育内容の魅力化に努めるとともに、引き続き、地域の支援と協力のもとに、地域と連携しながら教育活動を進めます。</li> <li>・ 新たに1学年1学級規模の本校とする高等学校において、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を検討するとともに、すでに導入している6校において、地域との協働を推進することにより、教育環境の充実、発展を図ります。</li> </ul> </li> <li>○ 生徒の学びのニーズや進路希望に応じた県立高等学校（全日制課程）の特色化 <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域協働推進校 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒の学習状況に応じた丁寧でわかりやすい授業とアクティブ・ラーニングの積極的な導入に加えて、地域との協働による教育活動により、各地域ならではの教育内容を展開します。</li> <li>・ 地域の教育資源を活用し、地域が抱える課題の解決に向けて積極的に取り組む探究的な活動により、地域への愛着や貢献意識を高めます。</li> <li>・ 地域との協働をさらに推進するため、地域の声を学校運営や教育活動に反映させるコミュニティ・スクールの充実・改善を図ります。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

（令和5年度高等学校教育改革推進室調べ）